

# 第36回公物管理等分科会 議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第36回公物管理等分科会議事次第

日 時：平成29年3月14日（火）10:18～11:36

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会
2. 公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリング
  - 「東南アジア青年の船」事業支援業務（内閣府）
  - 次世代グローバルリーダー事業「シップ・フォー・ワールド・ユース・リーダーズ」支援業務（内閣府）
  - 地域課題対応人材育成事業「地域コアリーダープログラム」に関する支援業務（内閣府）
3. 別表フォローアップに関する対応について【非公開】
  - JAXA財務・管理系及び共通インフラ系情報システムに係る運用管理業務（（独）宇宙航空研究開発機構）
  - インターネットシステム保守運用支援業務（（独）日本学生支援機構）
4. 閉 会

○井熊主査 それでは、ただいまから第36回公物管理等分科会を開催いたします。

本日の議題は、公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリングと、別表フォローアップに関する対応についてでございます。後半の別表フォローアップに関する対応についてのJAXA財務・管理系及び共通インフラ系情報システムに関する運用管理業務、及び独立行政法人日本学生支援機構インターネットシステム保守運用支援業務は、不開示情報が含まれることから、会議を非公開とし、後日、議事要旨を公表することといたします。

初めに、公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリングとして、「東南アジア青年の船」事業支援業務、次世代グローバルリーダー事業「シップ・フォー・ワールド・ユース・リーダーズ」支援業務、及び地域課題対応人材育成事業「地域コアリーダープログラム」に関する支援業務について、3件を一括して審議を行います。

本日は、内閣府和田審議官にご出席いただいておりますので、ご説明をお願いしたいと思います。なお、ご説明は3事業合わせて15分程度でお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○和田審議官 内閣府大臣官房審議官の和田でございます。本日は、担当しております内閣府の青年国際交流事業の3事業につきまして、ヒアリングの時間を設けていただきまして御礼を申し上げます。

本事業は、内閣府が、我が国を代表いたしまして関係国政府などと調整を行った上で事業を実施いたしますとともに、事業終了後も、参加いたしました青年に事後活動としての社会貢献活動を求める息の長い事業でございますけれども、毎年度、内閣府が事業の骨格を外国政府と調整しつつ定めた上で、具体的な研修プログラムや事後活動などの企画実施についての支援業務を民間に委託しているものでございます。

内閣府といたしましても、本事業の民間業務委託に際しましての競争性向上の必要性は認識しているところでございまして、後ほどご説明させていただきますけれども、これまでも改善策を講じてきたところではございますけれども、これらがより望ましい結果につながりますよう、本日はご専門のお立場より高いご見地からのご指導、アドバイスを頂戴できれば幸いです。

それでは、3事業の具体的内容につきまして、実際に船にも乗っております担当の参事官から簡潔にご説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○中村参事官 担当参事官、中村でございます。本日の3事業につきましては、いずれも内閣府の所掌にかかわります日本人青年の育成を行う事業ということで実施をいたしております。

まず、資料1-1をごらんくださいませ。

1点目の「東南アジア青年の船」。これは49年に田中総理と各国の共同声明のもとで始まった事業でございまして、対象がASEAN10カ国、日本人青年18歳から30歳の者、また各国青年が集まりまして行っている事業でございます。青年の育成を目的として、まず船の上で人材育成のプログラムを行いますほか、上陸の折に各国要人との面会等を行ってお

ります。これは船に乗っている間の一時の経験を積んでもらうものではなくて、ここで人間力をしっかり伸ばして、その後にボランティア活動ですとか、日本の青年の育成活動ですとか、いろいろな場面で活躍をしていただく、そういう人材を伸ばすものでございます。

左下の枠囲みで、28年度の例をお出ししております。まず、10カ国と日本の青年が東京に飛行機で一斉に集合します。日本の国内活動というのを、地方の視察ですとか、日本でのホームステイを行います。その後、東京から、今年度は11月4日に出航しまして、ホーチミンに向かいました。この船の中では、少し上に書いてございますように、船内での活動例として、例えば日・ASEAN関係についてのディスカッション、それから国ごとに自分たちの文化をプレゼンするなどの文化交流、またクラブ活動などを船内で行いました。ホーチミンに着きまして、訪問国での活動としましては、青年たちはホームステイを行いますほか、現地の大学生とディスカッションをしたり、また現地の福祉施設の訪問等を行っております。この後、バンコクに参りまして、タイでは副首相にお目にかかって意見交換をいたしました。それから、タイにいる間に一部の青年がカンボジアに飛行機で参りまして、そこではフン・セン首相にお目にかかって1時間ほど意見交換させていただきました。その後、シンガポール、ジャカルタと回って、ジャカルタはジョコ大統領のアポイントメントをいただいていたんですが、たまたま当日デモが起こって大統領府が閉鎖されたためにお目にかかれず、副大臣にお目にかかり、その後日本に戻ってまいりました。こういった事業でございます。

この事業の委託の内容を2ページ目にお書きしておりますが、全体のスケジュールがこちらのとおりで、この中で本件事業として委託をしておりますのが、4月に始めるとみますと、まず6月の各国連絡会議。それから、7月から10月までの全てのプログラム、すなわち7月に地方プログラムを受け入れていただく各県の担当者の会議を行い、8月に参加青年の事前研修を東京で集合研修として行っております。船に乗り込んでディスカッションを主導するファシリテーターを日本に集めて会議を行いますとか、あとは夏の間に訪問国の事前調査、そして各国から出席される団のトップであるナショナルリーダー、各国の団長さんを集めた会議、そして出航の直前に出発前の研修を行いまして、外国青年が来日した際に受け入れ、そして参集式等を行い、11月の出航。12月に帰った後、帰国後の研修。2月に、一番上に戻りまして、その事業の報告会。こうしたものを委託を行っております。

それから、3ページが「シップ・フォー・ワールド・ユース・リーダーズ」でございます。こちら「東南アジア青年の船」と同様でございますが、参加する国は10カ国、毎年決めております。毎年変わります。それから、船内での活動例として、東南アジア船よりも少し高度なリーダーシップの育成を目標としておりますので、例えばリーダーシップセミナーとか、プロジェクトマネジメントの手法に関するセミナー、こうしたプロフェッショナルな項目も船内活動として行っております。

こちらにも同様に、行路としましては、まず日本に全員が集合して、日本での陸上研修の後、今年は横浜を出航し、ニュージーランドで青年省の大臣にお目にかかり、フィジーで

大統領また首相にお目にかかり、東京に3月3日に帰ってまいりました。

こちらの事業の流れは4ページにございますが、先ほどと同様でございます、委託の対象となりますのは7月からの各国政府の担当者を招いての会議、その後ファシリテーター会議、事前研修、受入県会議、ナショナル・リーダー会議、訪問国の事前調査、外国青年が来日しましてオリエンテーションを行い、地方プログラムを実施し、出航前の研修をして、陸上研修、そして実際の船内研修があり、帰国した後で帰国後の研修という流れになっております。この部分を委託いたしております。

それから、3点目の事業が「地域コアリーダープログラム」、資料では5ページ目でございます。こちらは前2者と違いまして、船ではなくて飛行機で、また相互に行ったり来たりをする事業でございます。高齢者、障害者、青少年の3分野において日本で活躍している方を海外に派遣、それから相互主義としまして、当該国の青年も同じように日本に招聘をしております。こちらは、対象年齢としては23から40歳で、船よりも少し高い年齢層を対象といたしております。28年度には、下に書いておりますように、英国、フィンランド、ドイツを対象として行っております。

こちらの事業の流れが次のページにございますが、船と違いまして、派遣とそれから外国青年を日本に招聘するのと、2つのコンビネーションとしております。派遣のプログラムにつきましては、委託をしておりますのが6月の事前研修、その後9月に団長さんを集めた会議を行いまして、10月に出発直前の研修、そして派遣をして訪問国で活動してもらい、帰国後の研修、この部分を委託しております。

それから、右側の外国青年を日本に招聘するプログラムにおきましては、7月からずっと一連のことを委託してございまして、7月に受け入れていただく日本の県の担当者の会議、その後事前調査を行い、来日した青年を迎え、各種儀式を行った後で、地方でのプログラムを実施し、最後に評価会を行って帰国させる。こうした流れとなっております。

次の7ページが、今申しました事業の一覧表でございます。今年度の実績として記載いたしました。

それから次の8ページに、これまでに行った努力の内容をお書きしております。事業内容等は、今ご説明申しましたとおりでございますので、この一番上の右側の「これまでに行った改善のための取組」をご説明させていただきます。

「東南アジア青年の船」事業におきましては、平成19年度から一般競争入札で調達をしておりますが、一者入札が続いているところでございます。これまでの取り組みとしまして、まず1点目、公示期間の十分な確保。平成28年度は、入札公告を6月2日に行い、入札自体は6月29日で、ほぼ1カ月間の余裕をとりました。それから2点目としまして、事業内容を新規参入の事業者の中身をわかっただけますように、過去の報告書等を差し上げますということを仕様に記載しております。それから3点目として、入札前に履行体制証明書を出していただくこととしておりますが、全員の氏名を記載させるとなると、事前に全員の確定が必要になってなかなか難しいと思われまして、氏名を記載する分に

については人数を減らしても構わないという緩和をいたしました。それからあわせて4点目として、入札説明会を実施いたしております。

しかしながら、これらの努力をもっても、応札者が増えなかったという事実がございましたので、次の枠、「今後行う更なる改善のための取組」でございます。まず1点目、受注者の要件の緩和。過去の国際交流事業の運営経験を要件として課しておりますけれども、従来200人規模の国際交流事業を行った経験を求めておりましたところ、この200人規模を100人に落とすことを検討いたしております。それから2点目として、事業実施上の人員要件の緩和。例えば事業監督責任者は、これまでに国際交流の事業で複数回の経験を持っている方というふうに決めておりましたけれども、これは1回でいいとか、そうした緩和でございます。3点目は、公示日をできるだけ前倒しにしまして、契約日と事業開始の間の準備期間を十分に確保していきたいと考えております。

一番下の枠、「市場化テストに適さない理由」として、適さないという理由ではございませんが、これまでに改善の努力を重ねてまいりまして、来年度から一層の改善を、今ご説明申しましたとおりやってみたいと考えておりますので、まずはこの要件の緩和の成果を見ていきたいと考えているところでございます。

次の9ページに支援業務の流れをお出ししておりますが、ここはまず参加国との協議を経て、内閣府が寄港国等を選定して、外務省や各国政府と相談をして最終的に実施要領を毎年決定します。これをもとに仕様を作成して、入札にかけ、契約という段取りになっておまして、この参加国の意向を反映した毎年の事業のつくりになっておりますので、業者さんのところでいろいろ考えていただくような裁量性にはあまり富んでいない内容となっているところでございます。

それから、10ページに「シップ・フォー・ワールド・ユース・リーダーズ」の概要としてお出ししております。同様に、「これまでに行った改善のための取組」につきましては、船事業と同じ内容でございますけれども、まずは公示期間の十分な確保。それから、仕様書の中に報告書等を差し上げますということを明記。また、履行体制証明書の氏名を記載すべき事務担当者の人数を緩和。そして、入札説明会の実施。同じことを行っております。

今後の改善のための取り組みでございますが、東ア船と同様に、受注者の要件の緩和。この「シップ・フォー・ワールド・ユース・リーダーズ」のほうは、東南アジア船と異なりまして、これまでの経験要件を「100人規模かつ日本人30人」という要件を課しておりましたけれども、これも日本人30人を取って、単に100人規模の経験だけで行うことでどうかと検討しております。2点目の事業監督責任者等の経験要件も緩和。それから、公示日の前倒しによって契約日から事業開始までの準備期間を十分に確保すること。特にこの事業につきましては、今年度、公示が6月2日で、契約が6月29日に行いまして、その後すぐ7月4日から最初の政府会議がございましたので、契約から実施までの期間が非常に短いという事情がございました。

この事業につきましても、まずは今後の取り組みをしっかりと行って見て、入札者が増え

るのではないかとこのところを見ていきたいと考えております。

11ページが全体の流れでございます。東南アジア船と同様に、各国と相談をし、また外務省と協議をした上で内閣府が実施要領を毎年決定しまして、仕様書を作成した上で、一般競争入札におかけし、契約を行っております。

12ページは、「地域コアリーダープログラム」でございます。12ページの部分は、先ほど申しました事業概要でございますので、次の13ページの「これまでに行った改善のための取組」をごらんいただければと存じます。まずこの事業につきましては、現在、公募随契という形をとっております。これはなぜかと申しますと、平成26年度の内閣府内におきます入札等監視委員会におきまして、この事業は一者応札が続いているので、むしろ一般競争入札で行うよりも公募随契という形にして、質を上げたり、また価格の交渉を行ったほうがよろしいのではないかとこのアドバイスを受けてのものでございます。その結果としまして、公募随契に転換してから、実際にコスト削減等を行われてきたものでございます。もちろん公募随契で今のところ一者しか手が挙がっていないんですが、二者以上挙がった段階で、今後は一般競争入札に転換していくというふうに考えております。

それで、「今後行う更なる改善のため取組」でございますが、まずは受注者の要件緩和。これまでの国際交流事業の運営経験につきましては、この事業では、従来は30人以上の派遣を行った経験があって、また2カ国で30人以上の招聘の経験もあるという要件をかけておりましたけれども、招聘の要件について、2カ国でなくても、1カ国だけでも30人以上の経験があればよしというふうに緩和を検討しております。また、事業監督責任者等の経験要件についても、船事業と同様に緩和を検討しております。それから、入札スケジュールも、公示日を前倒しして、契約から事業開始までの間を十分にとって事業者の負担を軽くすることを考えております。この事業につきましても、28年度が契約日6月21日、その後事業の開始6月24日でほとんど時間がなかったということもございましたので、このようなことがないように見直しを行ってまいります。

14ページに全体の流れをお出ししております。本件につきましても、送り出し、受け入れをする対象3カ国と中身を詰め、日本の外務省と相談した上で実施要領を毎年改定いたしまして、内閣府が仕様書を策定し、公募をしての随意契約を行って、契約に至るというプロセスを経ております。

説明は以上でございます。まことにありがとうございました。

○井熊主査 説明ありがとうございました。それでは、ただいまご説明いただきました内容につきまして、ご意見、ご質問のある委員はご発言をお願いいたします。

○川島副主査 よろしいですか。

○井熊主査 はい、どうぞ。

○川島副主査 どうもご説明ありがとうございました。競争性確保のためにこれまでも取り組まれ、これからも取り組んでいくというご説明についてちょっと教えていただきたいと思っております。

2つありまして、1つは、説明会を開催されたということで、実際、それぞれの事業に何社ぐらい来られたのか。実際、こうした事業を受けてみようという業者さんがどれぐらいあるのかという参考にもなると思いますので、その点を教えていただきたいというのが1点です。

それと、これからの取り組みの中で、開札から事業開始まで十分な期間を確保するというので、具体的にはどれぐらいの日数をお考えなのか、例えば1カ月だとか、その点について教えてください。

○中村参事官 ありがとうございます。まず、一者応札が続いておりますものの、説明会に来られる業者さんですとか、もしくは来られなくても説明書類を取りに来られるところ、合計しまして数社、三、四社ございました。こういうところにつきましては、28年の2月に、どうして最終的に応札に至らなかったかというところも少しヒアリングをさせていただきまして、どんなところがハードルとなって入れるに至らなかったのかを、よくこちらのほうでも分析をいたしております。その結果として、今般の「更なる努力」を考えてみたところでございます。

また、十分な期間をとることにつきましては、事業によって異なります。これはなぜかと申しますと、我がほうの事業の特徴としまして、いきなり全ての交流事業がわっと始まるのではなくて、まず最初に各国の担当者をお呼びしての会議でございますとか、事前の研修があったり、そうした少しずつ業務量が増えて、ピーク時に派遣の業務が来て、最後締めていくときにまた業務量が減っていくということでございますので、事業に応じまして数週間の間をしっかりとっていきたくて考えております。ありがとうございました。

○川島副主査 はい、ありがとうございます。

○井熊主査 ほか、いかがですか。はい、どうぞ。

○古笛副主査 ただいまのご質問に関連してなんですけれども、入札説明会にいらしたとか、説明書を取りにいらしゃった数社の方なんですけれども、今後、要件を緩和されると、この数社というのは要件をクリアできるということなんでしょうか。

○中村参事官 そのように考えております。この要件緩和によりまして、少なくとも一、二者は応札していただけるのではないかと期待をいたしております。

○古笛副主査 はい。

○井熊主査 ほか、いかがですか。はい、どうぞ。

○尾花副主査 いずれの事業も履行体制等証明書を提出していただいているということなんですが、この文書の役割を教えてください。これを拝見するに、資格要件として働いているように思うので、そういう理解で合っていますか。

○中村参事官 事前の要件として課しているものでございます。これは実際に落札された場合に、本件は人材育成の事業でございますので、単純に人を送って帰すような旅行のプロジェクトではないものでございますから、きちんと交流事業として中身の企画ですとか、必要な人員を集めてプログラムを執行するだけの能力があるかということを確認さ

せていただいているところでございます。

○尾花副主査　そういう重要な書面と思われませんが、例えば、1件目の事業の25ページの「19 受注者に求められる要件」ということで、「国際交流事業の運営業務に関し、過去に参加者が200名以上の実績を複数回有すること。履行体制等証明書を提出すること」と書いてあって、ただこれだけで、受託事業者は何を書けばいいのか、どのぐらいアピールすればいいのか、それは例えば別紙様式4を拝見しても1ページぐらいのものなので、どの程度アピールしたらいいのか、そして内閣府さんがどのぐらい重要でそれを見たいのかというのはメッセージとして伝わってこなかったんですが、何か伝わる方法をお考えでしょうか。

○中村参事官　ありがとうございます。履行体制証明書の別紙4の様式は、92分の41ページにございます。それで、ここ自体は、もうこの枠に埋めていただくことで、単純な要件として経験があるなしということをお知らせいただくものでございます。実際に過去に履行体制証明書を出していただいたときに要件が足りなかった業者さんがありまして、このときは何度か往復をして、ここの部分はどうですかというところを詰めた上で、最終的に履行体制が整っていないというふうに先方が判断されて引いたというような実績もございました。ですので、実際にこれを出されたときに、足りないので何の往復もなしにはねてしまうということではなくて、入れていただければ、確認にも努めているところでございます。

○尾花副主査　繰り返しになりますが、第三者的に見ましたところ、「国際交流事業の運営業務に関し」というこの言葉だけで、どういう経験があればいいのかというのは一般人にはわからないんですが、国際交流事業というのが何を意味して、どのようなものを望んでおられるのかというのを仕様書にもう少し書かれたほうが、よい調達ができるのではないかという印象を受けております。それが1点目です。

それから、改善要請後の事業主体の取り組みということで、③の支援事業についてご回答をいただいているんですが、内閣府さんからの記載欄に、「必要性を認識していないため」という回答が幾つかある点が気になりました。例えば、資料A-2委員限りのものの(2)の3)の⑦なんですが、「共同事業体による入札参加を認めるよう見直しを行ったか」の回答が、「必要性を認識していないため」。なぜ必要性を認識されないんでしょうかというところがわからなかったのと、例えばその次のページの4)情報開示の改善の①なんですが、「従前の事業実施者の業務体制図を公表しているか」。これは新しく参入される方にとっては、どのような体制で実施されたのかということを開示いただくことは非常に参考になると思うんですが、やはり回答が「必要性を認識していないため」というところなので、何かこのあたりもう少し工夫をいただければいいなと思っておりますので、何かご検討をいただければと思います。

○和田審議官　ただいまお三方からご意見、ご指導を頂戴いたしまして、まず共通して、私ども、問題意識としておりますのが、この事業の中身を、国際交流事業という言い方で

仕様書などで触れておりますけれども、この内容を新規に事業に参加してみようかなと考えていただく方々にお伝えしていく、これは非常に大事なことだろうと考えております。これまでも仕様書のみならず、入札説明会も開催しておりますし、また先方から過去の報告書だとかそういったものについてのお問い合わせがあった場合にはお答えしているんですが、今後もう少し積極的にPRといたしましょうか、私どもの事業の広報の意味合いも含めてやってまいりたいと考えております。

それと、ただいま船事業でございますと、事業実施後に、事業に参加した青年たちが事業報告会というのをやっておりまして、これはどなたにも参加いただけるようなものなんですけれども、今後はこちらのほうにも支援業務に参加を希望されるような方々にご案内申し上げて、実際船の上でどんな活動をやっていたとか、そういったものを実際に参加した青年たちが一般の皆様方にご説明する機会でもありますので、こういったことをやっていくことで、具体のイメージ、あるいはどういった体制が支援業務にとって必要なのか、こういったことを広めていく努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

○井熊主査 今の尾花委員の指摘は大変重要な部分かなと思うんですが、国際交流事業というのは一体何をやるんだということについてご説明いただけますか。

○北川副主査 じゃ、あわせて、ちょっと同じで、相当長い経験がおありで、それぞれ成果を上げられてきたと思うんですけれども、年次別の応募状況とか、それは例えば始められたころと今と、圧倒的に増えてきてセレクトするのに大変だとか、そういう趨勢も含めてですね……。

○和田審議官 それは参加青年ののでしょうか、それとも業者の。

○北川副主査 いえ、参加青年のですね。ということはなぜかという、テクニカルな点で、これは市場化の方向へ行っていただいてという、競争性の導入なんですけれども、そもそも、だけど本当はこの目的、これをやってきた、それが十分理解された上で請負してもらおうとか、そういった要素もあるのではないか。それは若干考えて、この事業、この3つそれぞれがすごく応募状況が増えてきているんだとか、そういうことも含めて、あわせてお答えしていただけたらと思っております。

○井熊主査 よろしくお願ひします。

○中村参事官 ありがとうございます。まず1点目の国際交流事業の中身でございますが、ここは政府事業にはもちろん限定いたしておりませんし、非常に広い範囲で考えております。簡単に申しますと、セミナーですとか、ディスカッションとか、また視察等のいろいろなイベントで、単に旅行するだけではなくて、多国籍の方がふれ合うような事業を経験している者であれば、どのような者でも構いませんし、また営利・非営利の区別も特に問うてはおりません。今おっしゃってくださったのを伺いまして、そういうところの説明がちょっと不十分だったかなというふうに反省いたしましたので、次の仕様にはきちんとわかりやすく説明を書き込んでいくようにいたしたいと存じます。

それから、最近の応募状況でございますが、今のところは、日本の青年の応募状況につ

いては、倍率として大体2倍超ぐらいを保っているところでございます。青年の参加の状況につきましては、各地の社会人もいますし、それから学生の方、特に国際交流に関心があったり、また将来的に国際的に起業をしたいので人脈をつくりたい方、いろいろな動機で集まってこられているところでございます。十分な競争性をもって青年を選抜できるような数を確保していると考えております。ありがとうございます。

○井熊主査 あと、先ほどの情報開示の必要性を認識されていないという点についてはいかがですか。

○中村参事官 こちらの「必要性を認識していないため」でございますね。個別の点として申しますと、資料A-2の1ページ目の一番下の⑦、共同事業体による入札参加を認めるよう見直しを行ったかどうかの点、これにつきましては、JVというのは、基本的には建設工事等のものだと考えておりますけれども、現在で共同事業体による入札を禁止してはいないです。私どもの理解では、できるというふうに考えておまして、実際に去年の2月に業者さんのヒアリングを行ったときには、こちらからアライアンスという形で入れてもらうということだと、もっと入札が増えますでしょうかというふうに提案もしておりますので、そういう意味で、今見直しを行わなくてもできるというつもりで、必要性を感じていないというふうにお書きしたところでございます。

それから、2ページ目の上から2つ目の、従前の事業実施者の業務体制図を公表しているか。ここの必要性を認識していないための部分は、各社さんによっていろいろやりようがあると思われることと、それからここの部分自体が各社のいろいろ工夫もおありのところかと存じますので、経営にかかわるものとして特段公開をしなくても、応札状況に大きな変化が見込まれないのではないかと考えてのものでございます。

○井熊主査 尾花委員、いかがですか。

○尾花副主査 公サ法の実施要項等では、体制は開示していただいて、どのような形で業務が進められているかというのは、入札希望者に情報提供の観点から開示しております。

○中村参事官 承知いたしました。

○尾花副主査 そうすることによって、新たに業務のイメージをつかんでいただくという取り組みをしているので、その部分は総合評価落札方式のときであってさえも開示をお願いしていますので、検討の余地はあるように感じます。

あと、開示について申し上げますと、請負の場合は、内訳はなかなか明かしていただけないというのは存じておるんですが、このように長く一者が続いている場合、例えば経費部分とか、旅費部分とか、宿泊費部分とか、謝礼部分とか、経営のノウハウとまで言えない経費部分については開示するというのも、情報提供でいいのではないかと思います。

○井熊主査 いかがですか。

○和田審議官 開示の具体的な手法は、この仕様書にくっつけていくという形なんでしょうか、それとも説明会など、そういったご要望に応じていくという、申しわけございません、こちらから質問するような形になって申しわけございませんが、ちょっとそういった

イメージをもう少しご教示賜れたら。

○尾花副主査 市場化テストの場合は、情報の開示という大きな項目がございますので、経費及び体制を複数年にわたって開示して、その変動がある場合の理由なんかも説明いただくことによって事業者さんの理解を高めている次第です。それでも足りない場合は、説明会等、そのほか個別に質問を受けつけるというような形でやっております。

○井熊主査 そういう情報開示は可能かどうかというのはいかがですか。

○押切参事官補佐 先ほどご質問のあった経費の内訳なり、旅費の部分を開示というような話がありましたけれども、仕様書に例えば地方プログラムのどこの県に行くかというのは、当然入札に参加する業者が普通に計算できるかと思っております。それはこちらから提示する必要はないのかなと。あとは、謝金の単価とか、その辺も仕様書のところでこちらのほうは記載しているところもありますので、その経費の内訳を開示しなくてもある程度の計算はできるのではないかと。そこも含めて開示をしてしまうと、競争性が損なわれてしまう。あるいは、職員の単価、積算、そこだけで競争するような形にもなりかねませんので、それはこちらのほうとしましては、経費の内訳のところまでは開示をする必要はないのではないかなと考えております。

○井熊主査 お話を伺っていると、開示しなくても大丈夫なんじゃないかなという考え方がすごくあるなと思うんですね。それで、開示すればよりこの理解が深まるのであれば開示をしようという、しなくてもいいんだというのではなくて、少しでもプラスならやろうという、そういう考えはないですか。

○和田審議官 ちょっとお答えがうまく伝わらなかったかもしれませんが、仕様書の中で、ただいま申し上げましたのは、どこまで行ってください、あるいはこの謝金としては大学教授級クラスの謝金ですとかいう単価がそれぞれ既に記載されておりますということは今申し上げたところでございまして、今後も開示を全くするつもりはないといいたいまいしょうか、新規に参入しようとする方々に対してできる限りの情報は、私ども、伝えているつもりではあったんですが、そのやり方なり、見せ方という言い方がいいかどうかわかりませんが、それがややわかりづらい可能性があるのかなというのは、今日お話を伺いまして理解できましたので、実際の事業者の方がどれだけ経費を使ったか、人件費は会社によって違うと思いますが、そこはさすがに私どものほうもなかなか言いにくいところかもしれないんですが、どれぐらいの単価掛ける回数というんでしょうか、こういったところをもう少しわかりやすく、既に仕様書には書いてあるものでありますけれども、それを何か工夫していくということはできるかなとは感じた次第でございまして。ただいまお話を伺いまして感じたところでございまして。一旦持ち帰らせていただけたらと思っておりますけれども。

○井熊主査 ほか、よろしいですか。どうぞ。

○加藤専門委員 ご説明どうもありがとうございます。ちょっと変な質問かもしれないんですけども、資格要件のところ、確かに過去の国際交流事業を経験しているというのは非常に重要な視点だと思うんですけども、必ずしも国際交流事業を経験していなくて

も、同じような規模で国内で交流している者、プラス海外の、交流事業じゃないけど、海外との何かやりとりしている者とか、その組み合わせによってそれと同じ能力を有する資格要件を証明できる可能性というのものもあるんじゃないのかなと思うんです。

それに対して単に、過去の国際交流事業の運営はそれでいいと思うんですけど、それだけにしていることの理由は何かあるんですか。

○中村参事官 ありがとうございます。この国際交流事業が必ずしも海外で行われることという要件までは書いていないのですが。

○加藤専門委員 はい、海外と言ったらおかしいかもしれない。じゃあ、国際交流の国際にこだわっているところですね。

○中村参事官 その部分でございますけれども、例えば船の事業ですと、長い間一緒に生活をするというのは、いろいろな習俗、習慣に配慮する必要が出てまいりまして、例えばわかりやすい例ですと、ムスリムの方々がいろいろな食物に関する制限があるのみならず、お祈りの時間をとるとか、あと犬にはさわれないですとか、いろいろな制約があるものを、国際交流の中でそういったものがあり得るのだということをおある程度理解した事業者さんをお願いすることで、多文化の共生という私どもの目的の事業が、本来目的からそれずに円滑に実施されるというふうに考えてのものでございます。ですので、主には文化が違うことによっていろいろな習慣が異なるということを理解していて、かつ、対象となっている国も必ずしも単一民族ではなくて、国によっては小さい国であっても200以上の民族からなる多民族国家もございますので、こうしたところで国際的ないわゆるタブーと言われてるところを簡単に冒すことがないような事業者さんというふうに考えての部分でございます。ありがとうございます。

○加藤専門委員 今おっしゃることはごもっともだと思うんですけども、あえて僕が言っているのは、それを国際交流事業というものの経験によって縛ること。別にそれを知っている経験というのは、国際交流事業でももちろん資格要件としては十分だと思うんですけど、それ以外でも達成することはできますよねと思うんです。その組み合わせによるほうの資格要件として設定するというのも可能なんじゃないのかなと。国際交流事業で決められている中でキーポイントとなる今の習慣とか文化とか風俗の問題とか、そもそもの議論を進めていくファシリテートとか、そういう要素がありますよね。その要素が満たされればいいわけなので、要素を切り出して要件にしてみると。

ある会社は、それを過去の国際交流事業という1つのもので担保する。でも、ある会社は、1つの事業と複数の会社でやっている事業の組み合わせで、一気にやったことがないんだけど、それぞれ能力としてはありますと。それぞれのスタッフを全部出してきてできるようにしますというふうにしてみるということもあり得るのかなと思うんです。ちょっと難しいとは思いますが、そんなところも要件の緩和として考えていただけるといいんじゃないのかなと思いました。

○和田審議官 ただいまのご提案、ご指導でございますが、私どもも国際交流事業という

ことでお伝えをしているつもりではございましたけれども、分解してみてもどうかというふうなご趣旨だと思います。今直ちに私どももどのような要素があるのか、例えば英語であればTOEICの点数が何点以上とか、比較的一般的な要件がございます。ただいま申しましたような習俗なりそういった文化的なものについて、こういったものが要素分解して可能なのか、少しここは勉強させていただきたいと思います。

ごもっともなお話だと思いますし、私どもといたしましては、ただいま参事官が申しましたように、事業を実施していく上で冒してはいけないようなタブーとかそういうことがないことが重要なこととございまして、国際交流事業の経験があることが重要なことではございませんので、何か分解要素を我々なりに勉強してみたいと思います。直ちに29年度事業までに反映できるかどうかあれでございませけれども、ちょっとこれも持ち帰らせていただけたらなと思った次第でございまして。ありがとうございます。

○井熊主査 今の加藤委員のお話で、私も、国際交流という言葉が、この入札の最大の障壁だと思います。それで、そこを要素分解して、それは具体的にどういうことをやっているのかと。先ほどの参事官のご説明であれば、外国人の方々が参加している旅行を引率した経験であればオーケーだというふうにもとれるわけですね。もしそうであれば、そういうことをきちんと要素分解して、国際交流の事業というのは以下のような要素を踏まえたものであると。

それから、あともう一つは、いろんなタブーの問題、例えばイスラム教の方々にどう対処すべきかということに関しては、最近いろんな旅行業者の方が経験されていますし、日本でも配慮されています。ただ、そうではない、あまり日本の業者の方々にとって一般的でないような国の方のいろんな習慣とかそういうことに対してこういうことをやっちゃいけないというのは、それは業者の責任ではなくて、内閣府さんの責任だと思います。それは、こういうことをやっちゃいけないというのを業者さんに伝えるのは、内閣府さんの責任である。

あと、国際交流と言ったときに、この内容で私、非常に一般の事業者さんがヘジテートすると思うのは、非常に要人の方に会いますよね。要人の方に会ったときに、内閣府さんがどこまで責任をとって、業者さんはこれだけのことをやればいいんだよというようなことで、業者さんがそういう要人の方々に会って粗相をしちゃいけないとかということで、過度にびびるようなことがないような、業者さんはここをやればいいんだというようなことを明示するということが大事なのかなというふうに思いますが、その辺はいかがですか。

○和田審議官 今ご指摘いただきましたように、この事業の1つのポイントが、国と国でやっているということで、単なる海外旅行と違って、先方の元首も含めまして要人と会うということ、それから事後活動という形で青年に長く活動してもらう、この2点が特徴でございまして。

前者のほうの要人と会うことにつきましては、プロトコルだとか、そういった専門の方に、対青年に事前に研修をしたりはしているところでございまして、それ

も仕様書の中には触れているつもりではあったんですけれども、外交儀礼的なものもある程度業者の方に知っておいていただけると大変ありがたいという形ではあるんですけれども、ただ、それは内閣府の仕事ではないかということであれば、まさにそういうところもございますので、受注される方、あるいはその説明会にお見えになる方に対して、こういうところもよろしく願いますというふうな形で説明していく、こういう努力は今後も必要なかなと思った次第でございます。

○井熊主査 日本にはいろんな海外の要人が現在も来られていますけれども、団体が来られて、民間のホテルで会食をしたり、会合をしたりしているわけですね。そのときにはちゃんと政府側と民間のホテルと役割分担を決めて、民間が過度の責任をとらないような打ち合わせは必ずしているはずですよ。やっぱりそういうようなことが読み込めるような仕様書じゃなくて、例えば海外の団体が来て、その全責任をとりなさいと言ったら、どこのホテルも受けないわけですよ。ですからそれと同じような、民間が合理的に処せる業務を開示するというのは、まず公募の基本だと思うんですよ。

○和田審議官 ただいまのお話は、内閣府が行うべき業務と、それから支援業務としてお願いするところの切り分けをもう少しはっきりと説明会なり、あるいは仕様書の中で触れられるものならば触れていくというご指摘につながるのではないかと考えておりますけれども、まさに私も、それを感じているところでございまして、海外の要人はもとよりでございますが、国内でも総理はもとより、皇室の皆様方にも海外青年を表敬させたりしているところでございますので、そういったところは内閣府のほうで基本的なところは、これまでもやっているわけでございますが、そういったところが新規事業者の方々にもわかるような工夫を考えてみたいと思っております。

○井熊主査 はい、どうぞ。

○北川副主査 成果を上げられてきて長い歴史があるから、そういうことだと思うんですよ。それでできるだけ民間活用をお願いしたいということなんです。毎年2倍ぐらいというのが適当かどうかで、50倍の倍率があったらもっといいかもわからないし、昔は何倍あったかとかいうことからいくと、何かパターン化されているような感じがするんですよ。間違いのないようにということが無難にやられるのは当然必要なことだからとは思いますが、こんなITの時代に、東南アジア青年の船でというのが、意味合いがどのように変わってきているかということになると、ご担当いただく皆さんと業者さんがずっと1つのパターンで来られていたときには、ここが本当にいいのかなという、大変失礼な言い方ですけども、そういったことのジャンプアップしていく場面もあるのかなというように、今まで決まり切っているからこれしかだめだというパートナーであっていいのか。別の形で新しい価値体系をつくっていくという、そういうお悩みはないですか。

○和田審議官 私も感想のような話になってしまうかもしれませんが。

○北川副主査 すいませんね、私こそ。

○和田審議官 中村参事官も、「東南アジア青年の船」の責任者で40日乗りました。私も、

一部航路だけではございますけれども、実際に青年と5日間乗船いたしました。そのときの海外青年あるいは日本青年から私が受けました印象でございますが、確かに副主査がおっしゃいますとおり、私たちの父親の世代のように、海外旅行そのものが非常に珍しかった時代と、今の時代と、当然青年たちが外国旅行をする機会をはるかに増えているわけでございます。

こういった中で、今後も内閣府がこの事業を続けていく意義、これは常に我々も考えているところでございますし、実際そういったところのご説明に努めているところでございますが、幾人かの、当然毎回青年たちからもアンケートのような形でとってはいるわけでございますが、彼らが申しますには、普通の海外旅行だけでは経験できないような体験ができた。その1つが、先ほど来出ております各国の元首の方にお目にかかり、また直接お言葉もいただけるようなことだとか、あるいは今スマートフォンというのが非常に日常不可欠な形になってきておまして、若い人たちも年配者の方もいつもスマートフォンを見ていますが、船の中でスマートフォンというのは基本的に使えませんので、そういった中でコミュニケーションをしていく。英語はもちろんですが、単なる英語がしゃべれるだけじゃなくて、何を伝えるのか、あるいは相手の言っていることは何なのか、話に受け答えしていくという経験が、特に船事業の場合はよかったというふうな感想が出てきております。

したがいまして、今後、その時々が必要とされるようなプログラムだとか、ディスカッションの中身は常に見直してきていますし、今後も見直していく必要がありますけれども、やはり一般の日常生活からかけ離れた中で外国青年とディスカッションして、自分たちが日本人としてきちんと情報発信をしていく。そのためには日本文化にももっと精通しなきゃいけない。こういったことを参加した諸君らは非常に感じてくれているようなところでございますので、こういったいいところを今後も伸ばしていく必要があるだろうと。

先ほど来、競争入札の関係で申しますと、私どもの事業はこういった事業なんですということを、参加しようと思ってくれているような、募集の段階はもとよりでございますが、この事業に参加しようとしてくださる可能性のある業者の方々にも伝えていく努力が必要なんだろうと。そのために、先ほども報告会みたいなこともご案内をした上で、こういった事業なんだ、あるいは何を目的とし、具体的に青年たちはどんな活動をしているんだということをもう少しPR、広報していく努力をしていきたいと考えております。ちょっと感想みたいな話で申しわけございません。

○井熊主査 ほか、いかがですか。はい、どうぞ。

○尾花副主査 全般的なお話なんですけど、本事業は、内閣府が主体として行う事業を業者さんが支援する業務。支援の仕方としては、例えば人材派遣を受けるという場合は、内閣府さんが非常に主導権を握る。業務委託の場合は、多少業者さんに主体性がある。さらに請負となった場合には、業者が完成物を内閣府さんに納入するという形で、大きく言うと3つの形態によって業者さんの主体を区別できると思うんです。でも、全体のお話を伺う

と、支援というのは、内閣府さんが主体であって、何らかの完成物や成果物を業者さんが納入するという感じの業務ではないような印象を受けるんですが、その辺の契約形態の選択というのはどのようにお考えになっていらっしゃいますか。

○中村参事官 ありがとうございます。そこがまさにこの契約の名称が、業務ではなくて、「支援業務」になっているところでございます。それで具体的には、事業のプログラム自体は内閣府が中心となって各国と相談をしてもう決めてしまいますので、受託者さんのほうには、例えば事前の研修の枠組みを整えてそれを滞りなく日程として行ってもらう部分でございますとか、あとは事前に受け入れ国に出張をして向こう側の受け入れ体制を確認するでございますとか、そういう比較的裁量権の少ない、これとこれを行ってくださいという部分だけを、支援のための、本事業を実施するための支援の業務として委託をしているところでございますので、結論としては、この請負の形で一番適切ではないかと考えております。

○尾花副主査 例えば委託にすると、委託費を項目別にチェックできるわけですが、請負になると、総額しか提示してもらえず、にもかかわらず、業務は実は内閣府さんのご指示や決定に基づいてやるものなのに、細目が出てこないというのに非常に違和感を感じている次第ですが、請負の場合でも、仕様書の中に義務として引き継ぎのために細目を公開してくださいみたいなものを提案しますと、細目というほどまで細かくなくてもいいですけど、人件費とその他の経費の開示ぐらいは受けることはできるので、何か工夫をお考えいただけるといいなと思います。

○押切参事官補佐 かなり昔は、これはかなり昔ですけども、委託費で予算がついていたんですけども、委託費ではなくて、委託費削減の流れにこの事業もかかりまして、予算を諸謝金という目に変更となったところから、委託費は最後精算という、各費目ごとに精算というのもありましたけれども、現在は諸謝金という費目の中でやっておりますので、請け負った業務に対して最後に請求書が上がってきて、確認、検査をして支払いをするという流れになっております。

○尾花副主査 わかりました。では、そこはいろいろな制限があるということで了解しましたが、請負の場合は一括した金額しか出てこないのは、一般社団法人のように利益を株主に還元しなくていいような受託者は参入しやすいのですが、民間事業者は、多少どこで利益を出そうかという検証のために数字は非常に重要かと思っておりますので、何か工夫をしていただけるといいなと思います。

○井熊主査 よろしいですか。ほかに意見のある委員の方はいらっしゃいますか。はい、どうぞ。

○川島副主査 質問で。細かい話なんですけれども、資料1-2で、既参加青年による活動団体の扱いについて教えてください。通しページの26で、「受注者に求められる要件」の中で、「内閣府青年国際交流事業の既参加青年により設立されている日本を含む活動団体」と、「そことの緊密な連携をとりながら業務を遂行することが可能であること」という記載

があります。これが受注者に求められる要件になっていまして、2番目でいきますと、通しページの58ページ目の8の「受注者に求められる要件」の(2)にも同様の記載と、それに加えて、「その連携の下、適切かつ十分な数の既参加青年等の参加の確保が可能なこと」とされています。一方で、3番目の「地域コアリーダープログラム」、これは要件のところには入っておりませんで、通しページの70ページ目の一番最後の「内閣府及び日本青年国際交流機構(以下、「既参加青年組織」という)と連携のうえ行うこととする」となっておりまして、1番目と2番目の仕様書を見ると、当然の業務として、こうした連携をとりながら地域の実行委員会を開催したりだとか、帰国後の会合を開いたりだとかということで、あえて要件に入れる必要もないのではないかというように思いました。その点、1番目、2番目と3番目との扱いが異なっていることも含めて、なぜこのようにしているのかということをお教えいただけたらと思います。

さらに、これは1番目、2番目は要件として入っているわけで、業者によってこうした団体と連携がとれる業者ととれない業者というのがあることを想定して記載されていると思うんですけども、大体こうした連携をとるにはどういった体制整備が求められているのかということをお教えいただけたらと思います。

○中村参事官 ありがとうございます。まず、この団体でございますが、これまでに内閣府の青年国際交流事業に参加した方の同窓会組織のようなもので、任意団体としております。ここの連携を求めていますのは、例えば海外の青年が日本に来られた折に、地方に出かけて視察を行います。そうした先でこの同窓会団体が上手に受け入れてくれることによって、地元のなかなか外国人とふれ合えないような日本の青年たちが、より大きなイベント等を行うことによってその場で、海外に行かずとも国際経験を積むことができるということから要件として課しております。

それで、実態としてこの要件にお書きしておりますが、こちらのほうから受託者さんには、ここをご紹介します、窓口はここなのでよく連絡をとって地元のプログラムを実施上ご相談くださいというふうになりますので、実態として連携をとれない業者さんはないと思っております。そういう意味では、ここを要件に置いても、もしくはコアリーダープログラムのように、概要のところを書きましても、事業の進め方としての説明としてはあまり変わりがないというふうに認識いたしております。ありがとうございます。

○川島副主査 ありがとうございます。おっしゃるとおり、内閣府さんが間を取り持たれて、実際業務をやるにはそうしたことが不可欠になってくると思うので、であれば、なるだけ要件は身軽にしたほうが受注されるほうも受けやすいのかもしれないと思いますので、その点、外すことについて検討いただけたらと思います。

○中村参事官 はい、かしこまりました。ありがとうございます。

○井熊主査 ほか、いかがですか。かなりいろんな意見が出てまいりましたが、内閣府さんでこれまでもいろんな改善を続けてこられて、今回もその延長として次も行いたいという、そういう主体的な内閣府さんの考え方は、私ども、尊重したいと思いますが、ただ、

もしこれが公サ法のもとでやるとなった場合に、やっぱり私どもであったら、今日出たような意見、幾つかあったところを簡単に整理しますと、まずは国際交流という中身をもっと具体的にして、要素分解して、それから官側と民側の役割分担を明確にして民に過度なリスク感覚を与えないということですよね。

それから2番目は、経費なんかも、できる範囲でできるだけ、これだったらできるんじゃないかではなくて、少しでもプラスなら開示しようという積極的な開示をお願いしたいというようなことですね。

あと、今の既参加青年の話なんかも、何となく特殊なルートがないところというのはアクセスできないんじゃないかみたいなものでないのであれば、もう要件から外すとか、「ここと連携をとること」と条件に書けばいいわけですから、というようなことです。

あと、私、個人的には、もっとグループ参加を認めたほうがいいんじゃないかなと思います。ほかのこのくらいの事業の規模だと、大体グループ参加を認めている。今、グループ参加を認めていない案件は、公サ法のもとではほとんどないです。それも検討したほうがいいかなと。

○和田審議官 JVみたいなイメージですか。

○井熊主査 そうですね、はい。それで、あと、期間は十分に確保されているというふうに言われていましたけれども、このくらいの規模のやつで公サ法のもとで1カ月というやつは、ほとんどないと思います。もうちょっと、2カ月とかとっているんじゃないかなと思います。

というような観点を内閣府さんのほうで検討していただけるのであれば、今後も自主的な方向でやっていただくということでもよろしいのかなと思うんですが、その辺はいかがでございませうか。

○和田審議官 ありがとうございます。今、主査に整理いただきましたけれども、私どもも、この国際交流というものについての説明責任といいたししょうか、PR、広報、これを今以上にやってまいりたいと思っております。

それから、経費の点を含めましての情報開示につきましても、こちらのほうも事業者の方の競争力を不当に害しない範囲でできるものを、掛け算をしていけばわかるようなイメージをもう少しわかりやすく書けるものであればというふうに思っております。

JVにつきましては、今でも排除してないつもりではあったんですが、これはどうも私どもの書き方のわかりにくさがあったかもしれないので、こういったところも持ち帰りまして検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、引き続きこの問題、取り組んでまいりたいと思っておりますし、まず何とか結果につながるように、努力が結果につながっていないところが今はございますので、なお一層努力をしてまいりたいと思っております。今後ともよろしくご指導賜ればと思っております。よろしく申し上げます。

○井熊主査 今、審議官のほうからもご指摘いただきました国際交流をもっとわかりやす

い形にする、それから情報開示、グループ参加、あと期間のことですね、その辺を検討すれば、一定の効果は現段階で見込めるのではないかなと私のほうでは考えております。

大分時間も長くなりましたのでまとめたいと思いますが、本案件につきましては、26年度から当委員会が内閣府さんに対して競争性の改善を要請して、公告期間の確保や入札説明会の開催などの自主的な取り組みをしていただきましたが、1者応札が残念ながら継続している状態であるということでもあります。

ただ、今日の議論の中で、私どもがご指摘させていただいた点について、今、審議官のほうから前向きに検討していただくというようなお言葉もございましたので、まずはやはりその辺の自主的な改善を期待してよろしいのかなと考えております。したがって、今日出ました各委員からの意見、その辺を踏まえまして、今後の具体的な取り組みについて検討していただき、改めてこの事務局を通じて報告をしていただきたいと思います。

事務局におきましては、内閣府の取り組み状況を把握して、今後も適切な時期に状況報告をお願いしたいと思います。

なお、今後改めてヒアリングを実施する必要があるかななどの判断については、主査の私に一任いただくという方針でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○井熊主査 ありがとうございます。

本日の議論の内容につきましては、私と事務局とで調整の上、監理委員会への報告資料として整理したいと思います。

整理したものにつきまして、事務局から監理委員会の本委員会にご報告願います。また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

事務局のほうから何か追加で確認すべき点はございますか。

○事務局 特にございません。

○井熊主査 では、以上をもちまして、「東南アジア青年の船」事業支援業務、次世代グローバルリーダー事業「シップ・フォー・ワールド・ユース・リーダーズ」支援業務、及び地域課題対応人材育成事業「地域コアリーダープログラム」に関する支援業務の審議を終了いたします。

内閣府の皆様におかれましては、ご出席ありがとうございます。

また、以上で、本日の公開審議は終了となりますので、傍聴者の方はご退席お願いいたします。どうもありがとうございました。